

郡山市結核集団感染対策検討会設置要領

平成9年4月1日制定
平成26年6月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(目的)

第1条 この要領は、結核集団感染のおそれがある場合に、郡山市結核集団感染対策検討会（以下「対策検討会」という。）を設置し、接触者健康診断（以下「接触者健診」という。）の必要性、時期、内容、健診後の措置等について検討を行い、これにより、接触者健診の円滑な実施と対象者等の不安の軽減に努めることを目的とする。

(設置)

第2条 対策検討会は、学校その他の施設等において、結核患者等の集団発生のおそれがあると保健所長が認めた場合に設置する。

(所管事項)

第3条 対策検討会は、感染源の発見と二次感染者の早期発見及び発病予防のために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 接触者健診の実施方法、時期に関すること。
- (2) 接触者健診後の措置等対策案に関すること。
- (3) 2回目以降の接触者健診の必要性に関すること。
- (4) 対象者等の不安軽減に関すること。
- (5) その他必要な対策に関すること。

(組織)

第4条 対策検討会は、保健所長、保健所次長等の保健所の職員と集団施設等の責任者及び初発患者の主治医等で構成する。

- 2 対策検討会には必要に応じ、外部の専門家の参加を求めることができる。
- 3 対策検討会に座長を置き、保健所長の職にある者を充てる。

(会議)

第5条 対策検討会は、座長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 対策検討会の庶務は、保健所保健・感染症課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、対策検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

2 対策検討会における検討の結果対応が必要な事項については、それぞれの担当機関が対応するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。